

船舶事故調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年6月9日 13時00分ごろ
発生場所	沖縄県粟国村粟国漁港北方沖 粟国島灯台から真方位51°4,440m付近 (概位 北緯26°36.1′ 東経127°14.8′)
事故の概要	漁船平成丸は、北進中、プレジャーボートひろ丸は、錨泊中、両船が衝突した。 平成丸は、船首部外板に擦過傷を生じ、また、ひろ丸は、左舷中央部外板に亀裂を生じた。
事故調査の経過	平成27年7月1日、調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 平成丸、2.95トン ON3-09585（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート ひろ丸、0.6トン 296-13776沖縄、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 左舷中央部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、約6ノットの対地速力で航行中、船長Aが、前方に他船がないことを確認した後、船尾甲板で操業の準備を行っていた。 B船は、錨泊中、船長Bが、ラジオを聞きながら、右舷側中央部で釣りを行っていた。
分析	A船は、船長Aが、船尾甲板で操業の準備をされていて見張りを行っていなかったことから、B船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、船長Bが、右舷側で釣りをされていて見張りを適切に行っていなかったことから、左舷側から接近するA船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、A船の船長Aが見張りを行わず、また、B船の船長Bが適切に見張りを行っていなかったため、A船が錨泊中のB船に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 操船者は見張りを適切に行うこと。
- ・ 錨泊中であっても、見張りを適切に行い、必要に応じて適切な時機に衝突を避けるための動作をとること。